

入 札 説 明 書

小鹿野小中学校体育館空調設備工事（再１）に関する入札及び契約については、小鹿野町建設工事等事後審査型一般競争入札試行要領（平成３０年訓令第９号）に基づき、下記のとおりとする。

記

１ 入札対象工事

- (１) 工 事 名 小鹿野小中学校体育館空調設備工事（再１）
- (２) 工 事 場 所 秩父郡小鹿野町小鹿野地内
- (３) 工 事 内 容
 - ①小鹿野小学校体育館 建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
 - ②小鹿野中学校第一体育館 建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
 - ③小鹿野中学校第二体育館 建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
- ※詳細は設計図書参考のこと
- (４) 工 期 契約確定の日から令和８年９月３０日まで
- (５) そ の 他 本工事は、埼玉県営繕工事「完全週休２日Ⅰ型モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

２ 入札執行に関する事項

- (１) 開 札 日 時 令和８年１月２９日（木）午前９時３０分
- (２) 開 札 場 所 小鹿野町役場 第二庁舎２階 旧図書室
- (３) 入札書受付 令和８年１月２７日（火）午前９時００分から令和８年１月２８日（水）午後４時３０分までのうち、埼玉県電子入札共同システムの稼働時間内
- (４) 入 札 場 所 やむを得ず町の承認を受け紙入札を行う場合は、以下の場所に提出すること。
〒３６８－０１９２
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野８９番地
小鹿野町総合政策課（小鹿野町役場２階）

３ 入札参加資格

入札公告に記載のとおりとする。

4 入札の方法

本件入札は、小鹿野町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。

また、社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」（様式１）を町に提出し承認を得ることにより、紙媒体による入札を認める。

なお、この紙媒体による入札に係る申請は、標準型の入札の場合は、競争参加資格確認申請書の提出期限まで、事後審査型の入札の場合は応札期限の前日（土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの閉庁期間を除く）までに必ず行うこと。

5 最低制限価格

本件に関しては、最低制限価格を設定する。

6 入札保証金

免除する。（小鹿野町建設工事等事後審査型一般競争入札試行要領第９条の規定による。）

7 入札の中止等

開札を中止する場合、発注機関は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに本システムに中止の結果を登録する。

8 開札

開札は、電子入札システムにて事前に設定した開札予定日時以後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を入札執行職員が本システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者を決定する。

9 再度入札

(1) 再度入札は、２回まで行うものとする。（合計３回）

(2) 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者で、その入札が無効や失格となった者を除く。

(3) 再度入札となった場合は、原則、当該の入札を開札した日の翌日（平日）に実施する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

- (2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ※入札保証金を免除とした入札案件の場合はこの限りではない
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (5) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札及び町の承認を得ず郵便により入札書を提出した入札
- (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (10) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印がなく、押印の省略に必要な記載すべき事項の記入のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印させた印影が明らかでなく、押印の省略に必要な記載すべき事項の記入のないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ク 応札期間外に提出されたもの
 - ケ 町の指示や許可なく小鹿野町期間入札要領に反する対応で行われたもの
- (11) その他公告に示す事項に反した者がした入札

11 入札の失格

最低制限価格を設けた案件や総合評価方式による入札で価格による失格基準を設けた案件で、その基準となる価格を下回る金額の入札は、失格とする。

12 入札の辞退

小鹿野町公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

13 落札者の決定

本件入札は、小鹿野町建設工事等事後審査型一般競争入札試行要領に基づき、以下のとおり落札者を決定する。

- (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。

ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合が

ある。

- (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
- (4) 入札参加資格審査に必要な資料の提出方法については、原則持参による提出とする。

14 契 約

- (1) 契約書には次の事項を記載する。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。
 - ア 契約の当事者
 - イ 契約の目的
 - ウ 契約金額
 - エ 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
 - オ 契約保証金
 - カ 契約金の支払いの時期及び方法
 - キ 監督及び検査
 - ク 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - ケ 契約不適合責任
 - コ 契約に関する紛争の解決方法
 - サ その他必要な事項
- (2) 小鹿野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年小鹿野町条例52号）第2条の規定に基づく町議会の議決に付さなければならない契約である場合は、工事請負仮契約を締結し、町議会の議決後に本契約を締結するものとする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、小鹿野町は一切の責任を負わない。

15 情報公開

本案件の落札者、応札者、予定価格、落札額、最低制限価格等の情報は入札執行後、内容が確定次第、電子入札システムにて処理を行い遅滞なく公表するものとする。

16 契約保証金

- (1) 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
- (2) 小鹿野町契約規則第10条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

17 入札時添付書類

- (1) 入札金額見積内訳書

18 入札説明書書類一覧

- (1) 小鹿野町電子入札運用基準【工事等】

- (2) 電子入札の実施について
- (3) 入札参加時における注意事項（入札心得）
- (4) 紙入札移行手続き関連書類
- (5) その他必要な書類がある場合

19 その他

- (1) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

20 本件に対する問い合わせ先

・入札執行について

小鹿野町役場 2階 総合政策課

TEL 0494-75-4196（直通）

※ただし、設計図書等に係る質問については、電子入札システムにより受け付ける。